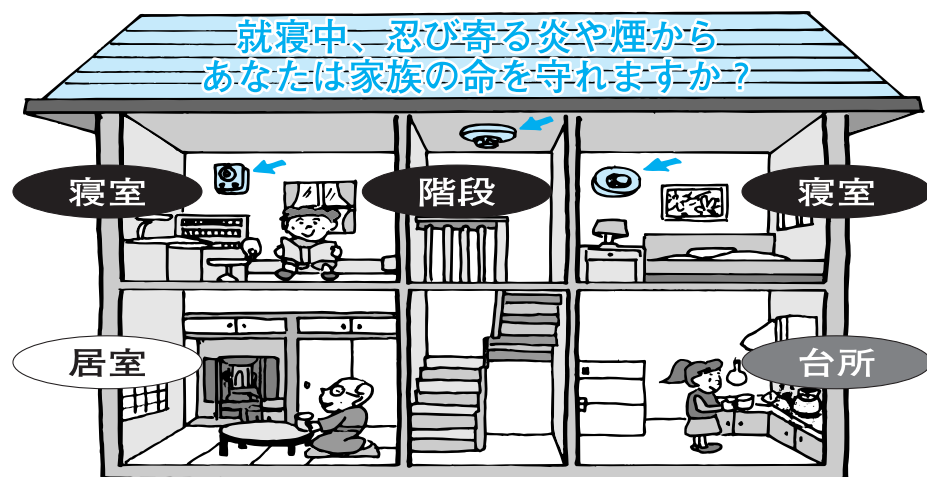




就寝中、忍び寄る炎や煙から
あなたは家族の命を守れますか？

6月1日から

住宅用火災警報器の設置が義務化

住宅火災のうち亡くなった原因の約6割は就寝中「火災に気づくのが遅れた」ためです。
この逃げ遅れによる死者の減少を図るため、『火災予防条例』により、住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

●設置する場所

すべての寝室（就寝に使用する部屋の天井または壁面に設置します）
※2階に寝室がある場合には、階段にも設置義務が生じます。
※台所には今回は設置義務は生じませんが、設置しておくとう安心です。

●悪質業者による

訪問販売に注意しましょう
6月1日の設置義務化に伴い、悪質業者の訪問販売による被害が想定されます。
「消防署のほうから来ました」「罰金を取られますよ：」「などと言葉巧みにせまられます。悪質訪問販売はハッキリ断りましょう！



問い合わせ／深谷市消防本部予防課
(☎571・0913) へ。

公表
します！

町の財政事情

平成19年度下半期（平成19年10月～平成20年3月）

町では、6月1日に平成19年度下半期の財政事情を公表しました。これは、町の財政事情を皆さんに広く知っていただくために、毎年6月と12月の年2回、定期的に行っているものです。

ここに公表した数値は、すべて3月末日現在のもので、最終的な数値は決算でお知らせします。

一般会計予算の収支状況

一般会計は、下半期に4461万5千円の減額補正をした結果、前年度からの繰越額5368万8千円を加えた最終予算額は97億6625万4千円となりました。

一般会計の収支状況は次のとおりです。

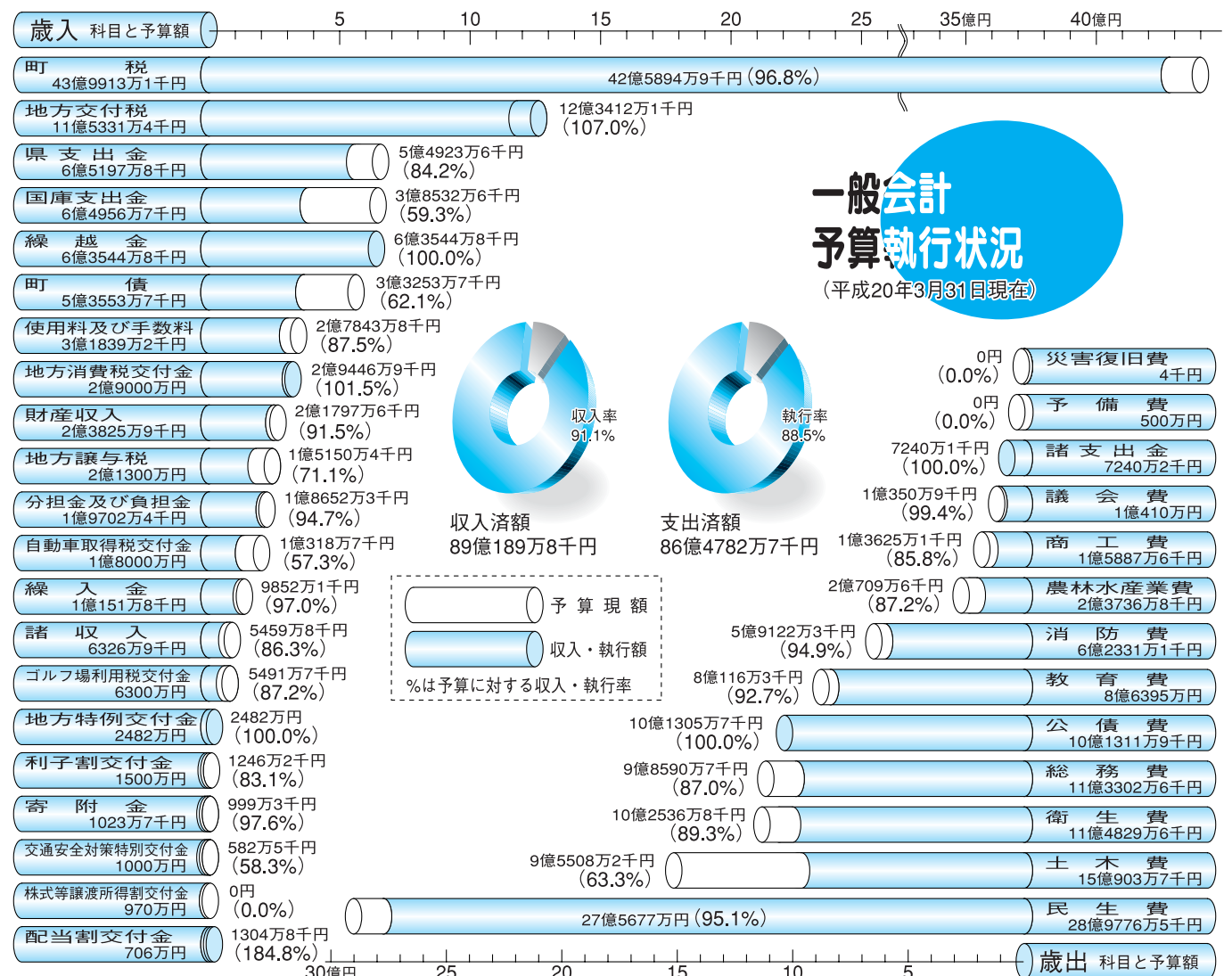
歳入 89億 189万8千円 [収入率 91.1%]
歳出 86億4782万7千円 [執行率 88.5%]

特別会計の収支状況

特別会計は、歳入の予算現額91億4384万8千円に対して収入率88.1%、また歳出は予算現額95億1387万1千円に対して83.0%の執行率となっています。

歳 入		(単位：千円・％)		
区 分		予算現額	収入済額	収入率
国民健康保険		3,816,107	3,201,576	83.9
老人保健		3,090,625	2,711,905	87.7
下水道事業		1,046,568	972,034	92.9
農業集落排水事業		252,800	217,638	86.1
水道	収益的	889,653	884,644	99.4
	資本的	48,095	65,214	135.6
合 計		9,143,848	8,053,011	88.1

歳 出		(単位：千円・%)		
区 分		予算現額	支出済額	執行率
国民健康保険		3,816,107	3,534,086	92.6
老人保健		3,090,625	2,603,454	84.2
下水道事業		1,046,568	516,371	49.3
農業集落排水事業		252,800	82,092	32.5
水道	収益的	887,530	843,065	95.0
	資本的	420,241	317,662	75.6
合 計		9,513,871	7,896,730	83.0



問い合わせ／財務課(☎581・2121内線323) へ。

年金

あれこれ

国民年金保険料には免除制度があります

経済的な理由や災害等により保険料を納めることが困難な場合には、申請し、承認されると保険料が免除されます。全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除の制度があります。

免除承認期間

申請月	承認期間
20年7月まで	19年7月～20年6月 (18年所得で審査)
20年8月～21年7月	20年7月～21年6月 (19年所得で審査)

・免除の対象になるかどうかは、本人・配偶者・世帯主の所得がそれぞれ免除基準以下であることが条件です。
・天災や失業等の理由による申請も可能です。その際は、公的機関で発行する証明書等を添付してください。
・申請は毎年必要ですが、全額免除に該当した場合は、希望により翌年は免除申請をしなくても継続できる制度があります。

免除の対象となる所得の目安

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
4人世帯 (夫婦・お子さん2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

社会保険料控除などの控除額が各個人で異なるため、上記の表は目安となります。

若年者納付猶予

30歳未満の方で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。所得の目安は、全額免除と同等です。また、該当した場合、翌年は申請をしなくても継続できる制度があります。

問い合わせ／国民年金電話相談センター
(☎525・1844)、熊谷社会保険事務所(☎522・5158)、町民課(☎581・2121内線108・109) へ。